

議案第 23 号

指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成 25 年条例第 3 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 3 月 6 日 提出  
木古内町長 大森 伊佐緒

指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

指定地域密着型介護老人福祉施設、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第1号」の次に「及び法第79条第2項第1号」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。